

# 偽造防止マーク製品生産許可証実施細則

2005年6月18日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 偽造防止マーク製品生産許可証実施細則

(国家質量監督検験検疫総局2005年6月18日公布)

### 1 総則

1. 1 偽造防止マーク製品生産許可証業務を正しく行うため、国務院が国家質量監督検験検疫総局に工業製品生産許可証業務の管理権限を授権したことに基づき、国務院国発[1984]54号『工業製品生産許可証試行条例』、国家質量監督検験検疫総局第19号令『工業製品生産許可証管理弁法』等の関連規定により、ここに本実施細則を制定する。

1. 2 中華人民共和国内で偽造防止マーク製品を生産・販売する企業・団体・個人(以下「企業」と略称)はいずれも、その性質や所属関係の如何を問わず、生産許可証を取得して初めて当該製品生産の資格を得る。いかなる企業も生産許可証無しに偽造防止マーク製品を生産・販売することはできない。

1. 3 生産許可証による管理を実施する偽造防止マーク製品の範囲および申請項目については『偽造防止マーク製品申請項目および標準』(別添1)によるものとし、品種の増補や調整がある場合には別途通知する。

### 2 管理機関と検査機関

2. 1 国家質量監督検験検疫総局(以下「国家質検総局」と略称)は偽造防止マーク製品生産許可証の交付と監督管理の業務を行う。

全国工業製品生産許可証弁公室(以下「全国許可証弁公室」と略称)は偽造防止マーク製品生産許可証の交付と監督管理の日常業務を行う。

全国工業製品生産許可証審査センター(以下「全国許可証審査センター」と略称)は全国許可証弁公室のもとに設けられた事務機関である。

2. 2 全国工業製品生産許可証弁公室偽造防止技術製品審査部(以下「偽造防止技術製品審査部」と略称)は全国許可証弁公室および全国偽造防止弁公室の指導のもと業務を行い、その具体的な機能は次のとおり。

2. 2. 1 各種偽造防止技術製品生産許可証実施細則の起草

2. 2. 2 企業への各種偽造防止技術製品生産許可証実施細則の宣伝・解説を手配し或いは協力手配し、各審査班が実施細則の要求に従い企業の審査を行うよう指導する。

2. 2. 3 各省・自治区・直轄市の質量技術監督局が受理した企業からの申請の審査・

取りまとめを行う。

2. 2. 4 許可証取得申請企業の生産条件審査を手配する。

2. 2. 5 許可証取得申請企業の生産条件審査報告および製品品質検査報告を審査・取りまとめし、許可証発給条件に合致する関連資料を全国許可証弁公室に報告する。

2. 2. 6 全国許可証弁公室から委託されたその他業務を行う。

全国工業製品生産許可証弁公室偽造防止技術製品審査部

住所：北京市朝陽区和平里西街甲2号

郵便番号：100013

電子メール：[scb@ctaac.org.cn](mailto:scb@ctaac.org.cn)

電話：(010) 64200918、64278004

FAX：(010) 64278004

担当：陳錫蓉、林琦

2. 3 各省・自治区・直轄市の質量技術監督局（以下「省級質量技術監督局」と略称）は本行政区域内の偽造防止マーク製品生産企業の生産許可証申請を受理し、申請企業の生産条件審査を手配し、偽造防止マーク製品生産許可証実施細則の主旨徹底を手配し、許可証取得企業の監督管理および偽造防止マーク製品の無許可生産・販売の取締まりを行う。

各省・自治区・直轄市の工業製品生産許可証弁公室（以下「省級許可証弁公室」と略称）は本行政区域内における偽造防止マーク製品生産許可証の受理にかかる日常業務を行う。

2. 4 偽造防止マーク製品生産許可証の検査業務は次の機関が行う。

国家偽造防止製品質量監督検験センター

住所：北京市朝陽区北三環東路18号

郵便番号：100013

電子メール：[fwjc@nim.ac.cn](mailto:fwjc@nim.ac.cn)

電話：(010) 64229310、64270575

FAX：(010) 64229310

担当：劉克夫、程海燕

国家印刷包装製品質量監督検験センター

住所：天津市南開区華苑産業園区開華道26号

郵便番号：300384

電子メール：[zhjs@nt.cn](mailto:zhjs@nt.cn)

電話：(022) 23078929

FAX : (022) 23078915

担当 : 蘇伝健、張黎明

企業は審査班が抽出・封印したサンプルを、偽造防止マーク製品生産許可証検査業務を行うことで承認を受けている上記検査機関のいずれかに送付する。

### 3. 企業が偽造防止マーク製品生産許可証を取得するための基本条件

3. 1 工商行政管理部门が審査し発給した有効な営業許可証を取得しており、経営範囲に当該許可証申請製品が含まれている

3. 2 製品の品質が現行の国家標準（別添1参照）および企業が明示する基準に合致し、また2. 5で指定した検査機関が別添4に基づき行う検査に合格している

3. 3 正確かつ完全な技術文書および生産技術条件を備えている

3. 4 当該製品の品質を保証する生産設備および検査設備を備えている（別添2参照）

3. 5 正常な生産と製品の品質を保証する専門の技術者・熟練工・計量検査員を有する

3. 6 健全で有効な品質管理制度を備えている

3. 7 法律・行政法規および国の関連政策が定める関連要求に合致する

### 4. 申請と受理

4. 1 企業は次の申請資料を提出しなければならない。

4. 1. 1 『全国工業製品生産許可証申請書』一式3部

4. 1. 2 営業許可証複写3部（申請時に原本提示のこと）

4. 1. 3 許可証取得申請する製品の企業規格文書

4. 1. 4 提携加工を行う場合には『偽造防止技術製品提携加工項目明細書』（別添6）を提出する

4. 2 申請と受理の手順は次のとおり。

4. 2. 1 企業は所在地の省級質量技術監督局で『全国工業製品生産許可証申請書』を受け取り、規定に従い記入する（一式3部）。一申請書につき一申請单元のみ記入できる。申請書の「製品名称」欄に別添1の申請項目を記し、「規格型番」欄に別添1の実際に申請する製品技術の種類を記す。

4. 2. 2 企業は所定の期限内に4. 1に定める申請資料を所在地の省級許可証弁公室に提出する。

4. 2. 3 省級質量技術監督局は申告された申請資料について書面審査を行い、申請

資料が揃い規定に合致している企業に対しては7業務日以内に『生産許可証受理通知書』を発給する。規定に合致しない申請資料は即刻企業に返却し、再度記入を行う。申請資料が返却され生産許可証申請が滞られる責任は企業自らが負う。

4. 2. 4 省級質量技術監督局は規定に合致する申請書に意見を記し、1部を申請記録として保存し、企業の申請を受理した日から15日以内に関連資料を審査部に転送する。

4. 3 その性質や所属関係の如何に関わらず、独立した営業許可証を有する企業は全て単独で生産許可証を申請できる。

#### 4. 4 経済連合体関連企業が生産許可証の申請

4. 4. 1 法に基づき独立して法的責任を負うことのできる経済連合体の子会社或いは生産工場については、単独で生産許可証を申請し、その製品には各自の生産許可証番号を標記する。経済連合体も生産許可証を申請できるが、申請時には所属する全ての子会社および生産工場を明記し、全ての子会社および生産工場が生産許可証を取得または審査を経て全てが合格基準に達した場合に、経済連合体は生産許可証を取得でき、経済連合体の名称で出荷した製品のみが、その経済連合体の生産許可証番号を標記できる。

4. 4. 2 法に基づき独立して法的責任を負うことのできない経済連合体の子会社或いは生産工場・拠点については、経済連合体が各子会社（生産工場・拠点）と共に生産許可証（経済連合体の営業許可証の複写および当該経済連合体の証明を持つ）を申請することができ、その製品には各自の生産許可証番号を標記する。また経済連合体が生産許可証を統一申請することもできるが、その全ての子会社および生産工場・拠点を申請時に明記し、全ての子会社および生産工場・拠点は企業条件審査と製品検査を受け、それぞれ必要経費を納付しなければならない、その全てが合格基準に達した場合に生産許可証が取得でき、その製品に経済連合体の生産許可証番号を標記できる。

4. 4. 3 経済連合体が統一して生産許可証を取得した後、新たに子会社或いは生産工場・拠点が増えた場合には、速やかに追加審査と製品検査を申請しなければならない。新たに増えた子会社或いは生産工場・拠点は、追加審査と製品検査に合格して初めて経済連合体の生産許可証が使用できる。不合格の場合は、経済連合体の生産許可証は使用できない。使用した場合には、経済連合体の生産許可証を取消す。

4. 4. 4 経済連合体が生産許可証を統一申請する場合には、『全国工業製品生産許可証申請書』の他、『経済連合体生産許可証申請書添付書』（別添7参照）を記入する。

#### a) 項目追加と昇級の申請

企業は生産許可証証書の項目追加または昇級を行う際には、4. 1で定める申請資料の他、生産許可証付属書類の原本を提出しなければならない。

## 5. 企業生産条件審査

5. 1 審査部が審査班を編成する。審査班の構成は下記の原則に基づくものとする。

5. 1. 1 審査班の班員は『生産許可証発給業務従事者規則』を厳格に遵守しなければならない。審査班の班員は全て公正な立場の者とし、企業の利害関係者は避けなければならない。

5. 1. 2 審査班は生産許可証審査員で構成する。審査の際は企業所在地の省級質量技術監督局に観察員1名の派遣参加を要請し、必要があれば偽造防止分野の公認専門家の参加を要請できる。観察員と専門家は審査班の班員には含めず、審査文書への意見記入や署名は行わない。

5. 1. 3 審査班は班長責任者制とする。

4. 1. 4 審査班の班員数は一般に2－4名とする。

## 5. 2 現場審査

5. 2. 1 審査部は省級質量技術監督局から送付された資料を受領後2ヶ月以内に申請企業の生産条件審査を行うよう手配する。

5. 2. 2 審査部は現場審査の日程を決め、審査計画を制定し、事前に企業所在地の省級質量技術監督局および企業にこれらを通知する。

5. 2. 3 現場での実際の審査期間は一般に1－3日とする。

5. 2. 4 審査班の現場審査活動は企業の生産条件の中で申請製品に関する全ての条件を対象とし、『偽造防止マーク製品生産許可証企業生産条件審査弁法』（別添3）に基づき審査を行うとともに、これを記録する。審査班長は審査計画に沿った審査活動を確実に保証する。

5. 2. 5 審査班は現場審査終了前に企業に審査状況を報告する。現場審査に合格の企業に問題がある場合は、企業は所定の期限内に審査部に改善報告を提出しなければならない。

5. 2. 6 すでに申請を提出し省級質量技術監督局がこれを受理している企業が、企業生産条件審査を受けないまたは協力しない場合は不合格として処理する。

5. 2. 7 生産条件審査に不合格の企業については、審査部は企業所在地の省級質量技術監督局に通知し、省級質量技術監督局は審査部の通知を受領した日から3業務日以内に企業に『生産許可証審査不合格通知書』を発給するとともに、『生産許可証受理通知書』を回収する。企業は『生産許可証審査不合格通知書』受領後、真摯に改善に取り組み、2ヶ月後には再度許可証取得申請を提出できる。

## 6. 製品サンプル抜き取りと検査

6. 1 生産条件審査に合格した企業については、審査班が企業を辞去するまでに『偽造防止マーク製品生産許可証検査規則』（別添4）に基づきサンプル抜き取りを行い、『偽造防止マーク製品生産許可証サンプル抜き取り明細書』（別添5）一式3部を記入する。審査班はサンプル抜き取り過程の真正性に責任を負う。

6. 2 企業はサンプル品封印の日から15日以内にサンプルを検査機関に引き渡す（郵送する）。

6. 3 検査機関は企業が提出したサンプルを受領後、『偽造防止マーク製品生産許可証検査規則』の規定に基づく製品検査活動を確実に保証し、所定の期限内に検査作業を完了し、検査報告データの真正性に責任を負い、製品品質検査報告一式3部（被検査企業1部、偽造防止技術製品審査部2部）を提出する。

6. 4 すでに申請を提出し省級質量技術監督局がこれを受理している企業が、製品検査を受けないまたは協力しない場合は不合格として処理する。

6. 5 製品検査に不合格の企業については、審査部は企業所在地の省級質量技術監督局にこれを通知し、省級質量技術監督局は審査部からの通知を受領後3業務日以内に企業に『生産許可証審査不合格通知書』を発給するとともに、『生産許可証受理通知書』を回収する。企業は『生産許可証審査不合格通知書』受領後、真摯に改善に取り組み、2ヶ月後には再度企業所在地の省級質量技術監督局に申請を行う。改めて『全国工業製品生産許可証申請書』一式3部を記入するが、審査費用の再納付は不要である。省級質量技術監督局は申請受理後、15日以内に当該製品を審査部に通知し、速やかに企業にて再度サンプル抜き取り・封印を行い、企業は検査費用を再納付する。再び不合格の場合は、2ヶ月後に改めて許可証取得申請を行う。

## 7. 審査確定と証書発給

7. 1 偽造防止マーク製品生産許可証は正・副本および付属書類制とし、生産企業ごとに証書1部とする。正本は許可証取得製品およびその生産企業名称を明記し、副本には許可証取得企業の詳細情報と年度審査・監督検査情報を明記し、付属書類には生産許可証を取得した申請項目の技術種類等の具体的明細を明記する。

7. 2 審査部は企業が提出した4. 1で定める申請資料および生産条件審査報告・製品検査報告等について取りまとめと審査を行う。

7. 3 審査部は省級質量技術監督局から送られてきた許可証申請資料を受領した日から3ヶ月以内に、全国許可証弁公室全許弁〔2002〕60号文書の規定に基づき、許可証発行条件に合致する企業名簿および申請書（原本）1部、営業許可証（複写）1部、企業生産条件審査記録（原本）1部、企業生産条件審査報告（原本）1部、製品検査報告（原本）1部、サンプル抜き取り明細書（原本）1部を、申請項目ごとに全国許可証審査センターに送付する。

7. 4 全国許可証審査センターは審査部が取りまとめた合格企業名簿と関連資料を受領した日から15日以内に審査を完了し、全国許可証弁公室に報告する。

7. 5 全国許可証弁公室は全国許可証審査センターからの報告資料を受領した日から15日以内に審査確定を行う。

7. 6 審査確定後、許可証発給条件に合致するものには、国家質量監督検閲検疫総局が生産許可証を発給し、公告を行う。

7. 7 審査確定後、許可証発給条件に合致しないものには、全国許可証審査センターが報告資料を審査部に返却する。

## 8. 生産許可証の監督管理

8. 1 偽造防止マーク製品生産許可証の有効期限は3年とし、証書承認の日から起算する。

8. 2 許可証取得申請企業が『生産許可証受理通知書』を保有している場合、その製品は受理通知書が発給された日から6ヶ月以内は無許可だとされない。

8. 3 生産許可証の有効期限内に製品規格に変更があった場合は、審査部が検査および審査案を改めて提出し、全国許可証弁公室がこれを審査認可し追加審査を手配する。

8. 4 企業の生産条件に変更があった場合（許可証取得製品生産地点の改築・制度変更・拡張・移転等を含む）は、変更後3ヶ月以内に所在地の省級質量技術監督局に申請を提出し、省級質量技術監督局は関連申請資料を審査部に転送し、審査部は再度企業生産条件審査と製品検査を行うよう手配し、全国許可証審査センターの審査に合格後、全国許可証弁公室に報告し、証書を書き換えてもらう。



8. 5 企業名称に変更があった場合は、名称変更後3ヶ月以内に所在地の省級質量技術監督局に申請を提出し、名称変更申請報告・新旧営業許可証複写・工商行政管理局交付の名称変更証明原本・発給済み生産許可証証書を省級質量技術監督局に届け、省級質量技術監督局の審査に合格後、全国許可証弁公室に報告し、証書を書き換えてもらう。

8. 6 企業は生産許可証証書を適切に保管しなければならない。破損または不可抗力等により生産許可証を遺失し或いは識別不可能となった場合には、速やかに省級以上の主要新聞でその旨公表するとともに省級質量技術監督局に申請を提出し、掲載紙原本と企業営業許可証複写を省級質量技術監督局に届け、省級質量技術監督局の審査に合格後、全国許可証弁公室に報告し、証書の再発行を求める。

8. 7 偽造防止マーク製品生産許可証を取得した企業は、生産許可証承認の日より6ヶ月以内に、その製品或いは包装・説明書に生産許可証の記号番号を標記しなければならない。

生産許可証の記号番号は XK00-010-xxxxxx。

なお XK は生産許可証記号、00は偽造防止業番号、010は偽造防止マーク製品番号、xxxxxxは企業の生産許可証番号を表す。

8. 8 生産許可証取得企業は、生産許可証の記号番号を他人に譲渡し使用させてはならない。

8. 9 偽造防止マーク製品を販売する企業は、販売する製品が有効な生産許可証を取得済みであることを保証しなければならない。

8. 10 生産許可証業務に携わる各級人員は『生産許可証発給業務従事者規則』の業務規律に関する規定を遵守しなければならない。これに違反する者は規定に基づき厳格に処分される。

## 9. 費用徴収方法

9. 1 『工業製品生産許可証試行条例』第十一条の規定により、企業は生産許可証を申請する場合、関連部門に費用を納付しなければならない。

9. 2 旧国家物価局・財政部（1992）価費字127号『工業製品生産許可証費用徴収管理暫定規定』により、生産許可証にかかる費用には審査費（証書代・出張旅費・資料代を含む）および製品検査費、公告費が含まれる。

9. 3 審査費：財政部、国家計画委員会財総〔2002〕19号文『財政部・国家計画委員会の工業製品生産許可証審査費用等徴収費用項目が帰属する部門の調整等問題に関する通知』により、生産許可証の審査費は一企業あたり2200元とし、同一審査において許可証申請項目が一つ増えるごとに審査費440元を追加徴収する。審査費は企業が申請する際に省級質量技術監督局に納付する。

9. 4 公告費：一許可証申請項目あたり400元。公告費は許可証取得企業が省級質量技術監督局に納付する。

9. 5 費用の徴収方法は財政部、国家計画委員会財総〔2002〕19号文『財政部・国家計画委員会の工業製品生産許可証審査費用等徴収費用項目が帰属する部門の調整等問題に関する通知』の精神に基づき行う。

9. 6 製品検査費：企業は『偽造防止マーク製品生産許可証検査費徴収標準』（別添8）で定める基準によりサンプル品送付時に検査機関に納付する。

9. 7 国務院物価管理部門が新たな費用徴収方法を公布した場合、或いは徴収基準を調整した場合は、物価管理部門の文書公布日より、新规定に基づきこれを執行する。

## 10. 附則

10. 1 本実施細則は全国工業製品生産許可証弁公室全許弁（2005）28号文の批准を経て正式に実施する。

10. 2 本実施細則は全国工業製品生産許可証弁公室が解釈の責任を負う。

10. 3 本実施細則は公布の日より実施する。